

卷末資料

目次

資料 1. 関係機関連絡先	1
1.1 自庁内の関連部署	1
1.2 茨城県の関連部署	1
1.3 茨城県内各市町村	1
1.4 茨城県内廃棄物関係一部事務組合	3
1.5 茨城県内一般廃棄物処理施設	4
1.6 国関係の廃棄物担当課	9
資料 2. PRTR 届出事業所一覧	10
資料 3. 災害時応援協定	11
3.1 災害時協定一覧	11
3.2 組織体制、指揮命令系統、意思決定	12
【参考】	
資料 4. 初動対応計画	

資料 1.関係機関連絡先

資料1. 関係機関連絡先

1.1 自庁内の関連部署

部署名	住所	電話番号
筑西市役所	茨城県筑西市丙 360	0296-24-2111

部署名	住所	電話番号
筑西市役所 関城支所	茨城県筑西市舟生 1060	0296-37-6111
筑西市役所 明野支所	茨城県筑西市海老ヶ島 1300	0296-52-1111
筑西市役所 協和支所	筑西市門井 1962-2	0296-57-2511
筑西市役所 川島出張所	筑西市伊佐山 155 番地 26	0296-28-0217

1.2 茨城県の関連部署

部署名	住所	電話番号
茨城県廃棄物対策課	茨城県水戸市笠原町 978-6	029-301-3020
茨城県県西県民センター環境・保安課	茨城県筑西市二木成 615	0296-24-9127
茨城県筑西保健所	茨城県筑西市甲 114	0296-24-3965

1.3 茨城県各市町村

市町村	課室名	住所	電話番号
水戸市	ごみ対策課	茨城県水戸市中央 1-4-1	029-232-9114
日立市	生活環境部環境衛生課	茨城県日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111
土浦市	環境衛生課	茨城県土浦市大和町 9-1	029-826-1111
古河市	環境課	茨城県古河市仁連 2065	0280-76-1511
石岡市	生活環境課	茨城県石岡市石岡 1-1-1	0299-23-7301
結城市	生活環境課	茨城県結城市大字結城 1447	0296-34-0370
龍ヶ崎市	環境対策課	茨城県龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111
下妻市	生活環境課	茨城県下妻市本城町 2-22	0296-43-2111
常総市	生活環境課	茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2919
常陸太田市	環境政策課	茨城県常陸太田市金井町 3690	0294-72-3111
高萩市	環境衛生課	茨城県高萩市本町 1-100-1	0293-23-7031
北茨城市	生活環境課	茨城県北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111
笠間市	環境保全課	茨城県笠間市中央 3-2-1	0296-77-1101
取手市	環境対策課	茨城県取手市寺田 5139	0297-74-2141
牛久市	廃棄物対策課	茨城県牛久市中央 3-15-1	029-873-2111
つくば市	環境衛生課	茨城県つくば市研究学園 1-1-1	029-883-1111
ひたちなか市	廃棄物対策課	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1	029-273-0111

市町村	課室名	住所	電話番号
鹿嶋市	廃棄物対策課	茨城県鹿嶋市大字平井 1187-1	0299-82-2911
潮来市	環境課	茨城県潮来市辻 626	0299-63-1111
守谷市	生活環境課	茨城県守谷市大柏 950-1	0297-45-1111
常陸大宮市	生活環境課	茨城県常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111
那珂市	環境課	茨城県那珂市福田 1819-5	029-298-1111
筑西市	環境課	茨城県筑西市丙 360	029-624-2130
坂東市	生活環境課	茨城県坂東市岩井 4365	0297-21-2189
稲敷市	廃棄物対策室	茨城県稲敷市犬塚 1570-1	029-892-2000
かすみがうら市	生活環境課	茨城県かすみがうら市大和田 562	029-886-3304
桜川市	生活環境課	茨城県桜川市岩瀬 64-2	0296-58-5111
神栖市	廃棄物対策課	茨城県神栖市溝口 4991-5	0299-90-1148
行方市	環境課	茨城県行方市山田 2564-10	0291-35-2111
鉾田市	生活環境課	茨城県鉾田市鉾田 1444-1	0291-36-7486
つくばみらい市	生活環境課	茨城県つくばみらい市加藤 237	0297-58-2111
小美玉市	環境課	茨城県小美玉市堅倉 835	0299-48-1111
茨城町	みどり環境課	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080	029-292-1111
大洗町	生活環境係	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029-267-5111
城里町	町民課	茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25	029-288-3111
東海村	環境政策課	茨城県那珂郡東海村東海 3-7-1	029-282-1711
大子町	生活環境課	茨城県久慈郡大子町大字大子 866	0295-76-8802
美浦村	生活環境課	茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515	029-885-0340
阿見町	廃棄物対策課	茨城県阿見町追原 2731-2 霞クリーンセンター内	029-889-0091
河内町	都市整備課	茨城県稲敷郡河内町源清田 1183	0297-84-6956
八千代町	環境対策課	茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170	0296-48-1111
五霞町	生活安全課	茨城県五霞町大字小福田 1162-1	0280-84-3618
境町	防災安全課	茨城県猿島郡境町 391-1	0280-81-1307
利根町	環境対策課	茨城県北相馬郡利根町布川 841-1	0297-68-2211

1.4 茨城県内廃棄物関係一部事務組合

組 合 名	住 所	電 話 番 号
大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	029-760-1777
さしま環境管理事務組合	茨城県猿島郡境町長井戸 1734-1	028-087-0609
大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市仁古田 1193-2	029-677-2416
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県筑西市直井 1076	029-622-7979
茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	029-948-1571
常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 2522	029-748-2339
霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	029-926-8664
新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	029-959-4649
下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市本城町 2-22	029-645-0611
ひたちなか・東海広域事務組合	茨城県ひたちなか市笹野町 2-8-1	029-271-0739

1.5 茨城県内一般廃棄物処理施設

ア 一般廃棄物処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市小吹清掃工場	水戸市	茨城県水戸市小吹町 820	029-243-6811
日立市清掃センター	日立市	茨城県日立市宮田町 3414-1	029-421-5374
土浦市清掃センター	土浦市	茨城県土浦市中村西根 1811-1	029-841-3427
古河クリーンセンター	古河市	茨城県古河市牧野地 768-1	028-022-6353
清掃センター	常陸太田市	茨城県常陸太田市増井町 1763	029-472-3316
清掃センター	北茨城市	茨城県北茨城市関本町 2047	029-346-5619
牛久クリーンセンター	牛久市	茨城県牛久市奥原町 3550-2	029-830-9333
クリーンセンター	つくば市	茨城県つくば市水守 2339	029-867-1379
ひたちなか市那珂湊清掃センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市新光町 103-2	029-265-5310
潮来クリーンセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	029-964-5311
行方市環境美化センターごみ焼却施設	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	029-972-1853
鉾田クリーンセンター	鉾田市	茨城県鉾田市串挽 2126	029-132-4187
城里町環境センター	城里町	茨城県東茨城郡城里町大字下古内 1680	029-288-5525
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2464	029-572-3042
阿見町霞クリーンセンター	阿見町	茨城県稲敷郡阿見町大字追原 2731-2	029-889-0091
大宮地方環境整備組合(環境センター・ごみ焼却施設)	大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
くりんプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしまクリーンセンター寺久熱回収施設	さしま環境管理事務組合	茨城県境町大字長井戸 1734-1	0280-87-0609
大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合環境センター	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合環境センター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571
常総環境センターごみ焼却施設	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 2522	0297-48-2339
霞台厚生施設組合環境センター	霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	0299-26-8664
環境クリーンセンターごみ焼却施設	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	0299-59-4649
ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市本城町 2-22	0296-45-0611

施設名	事業主体	住所	電話番号
ひたちなか・東海クリーンセンター	ひたちなか・東海広域事務組合	茨城県ひたちなか市笹野町 2-8-1	029-271-0739

イ 最終処分場

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市一般廃棄物第二最終処分場	水戸市	茨城県水戸市酒門町 2792	029-246-0416
日立市滑川山一般廃棄物最終処分場	日立市	茨城県日立市滑川町 3163-13	0294-42-0310
日立市東大沼一般廃棄物最終処分場	日立市	H8.3 に埋立完了	
土浦市一般廃棄物最終処分場	土浦市	茨城県土浦市白鳥町 924-4	029-831-7374
常総市菅生一般廃棄物最終処分場	常総市		0297-23-2919 (生活環境課)
高萩市北部衛生センター埋立処分地	高萩市	H14.12 に埋立完了	
ひたちなか市谷井田沢最終処分場	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町 1110	029-265-7933
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市大字足崎 1177-3	029-285-0169
行方市環境美化センター最終処分場	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	0299-72-2413
東海村最終処分場	東海村	茨城県東海村村松 2626-3	029-283-0238 住重環境エンジニアリング(株)
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2460	0295-72-3042
阿見町さくらクリーンセンター	阿見町	茨城県阿見町若栗 3565	029-889-0091
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしま環境センター最終処分場	さしま環境管理事務組合	茨城県堺町大字長井戸 1734-1	0280-87-0609
一般廃棄物最終処分場	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
笠間・水戸環境組合諏訪クリーンパーク	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
最終処分場「クリーンパーク・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県結城郡八千代町大字大渡戸 390	0296-30-2890

※水色は、住所又は電話番号が公表していません。

ウ その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市粗大ごみ処理施設	水戸市	平成 25 年度から運用停止中	
日立市清掃センター	日立市	茨城県日立市宮田町 3414-4	0294-24-5353
土浦市清掃センター	土浦市	茨城県土浦市中村西根 1811-1	029-841-3427
粗大ごみ処理施設	つくば市 生活環境部 サステナスクエア管理課	つくば市水守 2339 番地	029-867-1379
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市足崎 1177-3	029-285-0169
鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来クリーンセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	0299-64-5311
行方市環境美化センター粗大ごみ処理施設	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	0299-72-2413
城里町環境センター	城里町	茨城県城里町下古内 1680	029-288-5525
東海村清掃センター	東海村	茨城県東海村村松 2083	029-282-7289
阿見町霞クリーンセンター	阿見町	茨城県阿見町追原 2731-2	029-889-0091
水戸市不燃物再資源化施設	水戸市 小吹清掃工場	茨城県水戸市小吹町 820-2	029-243-6811
古河資源場中間処理施設	古河市	茨城県古河市鴻巣 1564	
清掃センター	常陸太田市	茨城県常陸太田市増井町 1763	0294-72-3316
リサイクルセンター	高萩市	茨城県高萩市大字赤浜 2100-15	0293-23-6886
清掃センター	北茨城市	茨城県北茨城市関本町関本中 2047	0293-46-5619
牛久クリーンセンター	牛久市	茨城県牛久市奥原町 3550-2	029-830-9333
有価物回収施設	つくば市	茨城県つくば市上沢1	029-867-1379
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市足崎 1177-3	029-285-0169
鹿嶋市立衛生センター不燃物処理・資源化施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来リサイクルセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	029-964-5311
神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市	茨城県神栖市南浜 1-10	0299-96-8075
神栖市第二リサイクルプラザ	神栖市	茨城県神栖市波崎 9602	0479-44-2071
鉾田リサイクルハウス	鉾田市		
城里町環境センター資源ごみ選別機	城里町	茨城県城里町下古内 1680	029-288-5525
東海村清掃センター	東海村	茨城県東海村村松 2083	029-282-7289
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2460	0295-72-3042

施設名	事業主体	住所	電話番号
BDF製造施設	牛久市(うしくグリーンファーム株式会社)	茨城県牛久市久野町 1496-1	029-875-1333
高萩市リサイクルセンター圧縮梱包施設	高萩市	高萩市大字赤浜 2100-15	0293-23-6886
大宮地方環境整備組合(環境センター・粗大ごみ処理施設)	大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
大洗、鉾田、水戸環境組合クーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合圧縮施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
江戸崎地方衛生土木組合破碎施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合環境センター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571
霞台厚生施設組合環境センター	霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	0299-26-8664
環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	0299-59-4649
ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市中居指 1100	0296-45-0611
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしまクリーンセンター寺久リサイクルプラザ	さしま環境管理事務組合	茨城県坂東市寺久 1353-1	(0297)20-9977
江戸崎地方衛生土木組合不燃物資源化施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合リサイクルセンター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571
常総環境センター生ごみ堆肥化施設守谷事業所	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 5054 (食品リサイクル堆肥化施設)	0297-34-0350
常総環境センター生ごみ堆肥化施設取手事業所	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県取手市長兵衛新田 359 (NPO 緑の会)	0297-85-3221
常総環境センター資源化施設	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 4605	0297-48-2314
環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	029-959-4649
広域波崎 RDF センター	鹿島地方事務組合	茨城県神栖市波崎 9602	0479-40-4332
広域鹿嶋 RDF センター	鹿島地方事務組合	茨城県鹿嶋市平井 2264	0299-90-7220

※水色は、住所又は電話番号が公表していません。

エ し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市見川クリーンセンター	水戸市	茨城県水戸市見川 4-680	029-241-1628
土浦市衛生センター	土浦市	茨城県土浦市佐野子 13	029-821-1724
常陸太田市クリーンセンター	常陸太田市	茨城県常陸太田市新宿町 1607-2	0294-72-3316
常陸太田市里美クリーンセンター	常陸太田市	茨城県常陸太田市小菅町 2106-1	0294-72-3316
北茨城市環境センター	北茨城市	茨城県北茨城市中郷町足洗 911-3	0293-42-0438
クリーンセンター南分所	つくば市	茨城県つくば市菅間 271-12	029-876-2615
クリーンセンター北部	つくば市	茨城県つくば市上沢 1	029-876-4321
ひたちなか市勝田衛生センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市三反田 5788	029-272-3327
ひたちなか市那珂湊衛生センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市新堤 10805-4	029-262-3449
鹿嶋市立衛生センター汚泥再生処理施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来衛生センター	潮来市	茨城県潮来市大生 804-410	0299-67-5602
神栖市第一衛生プラント	神栖市	茨城県神栖市東和田 8	0299-96-0274
神栖市第二衛生プラント	神栖市	茨城県神栖市波崎 801	0479-44-4330
行方市麻生衛生センター	行方市	茨城県行方市板峰 77	0299-73-0204
行方市有機肥料供給センター	行方市	茨城県行方市玉造甲 6497-3	0299-36-2411
汚泥再生処理センターエコパーク銚田	銚田市	茨城県銚田市白塚 681-25	0291-34-7008
大洋サニタリーセンター	銚田市	茨城県銚田市大蔵 171-1	0291-39-8805
城里町衛生センター	城里町	茨城県東茨城郡城里町大字小勝 2571	0296-88-2311
東海村衛生センター	東海村	茨城県那珂郡東海村豊岡 1-29	029-287-2600
大子町衛生センター	大子町	茨城県久慈郡大子町南田気 356	0295-72-3076
大宮地方広域衛生センター	大宮地方環境整備組合	茨城県常陸大宮市小野 2090-1	0295-52-3535
クリーンセンターきぬ	常総衛生組合	茨城県つくばみらい市小絹 1450	0297-52-3038
龍の郷・クリーンセンター 148 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
龍の郷・クリーンセンター 102 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
龍の郷・クリーンセンター 55 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
さしま環境センターし尿処理施設	さしま環境管理事務組合	茨城県猿島郡境町長井戸 1734-1	0280-87-0609
クリーンセンター	筑北環境衛生組合	茨城県桜川市長方 1245	0296-75-2533

施設名	事業主体	住所	電話番号
茨城地方広域環境事務組合し尿処理施設	茨城地方広域環境事務組合	茨城県東茨城郡茨城町大字馬渡 244	029-292-0090
大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
石岡クリーンセンター	湖北環境衛生組合	茨城県石岡市東府中 25-1	0299-22-6092
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
城山公苑し尿処理施設	下妻地方広域事務組合	茨城県常総市馬場 364	0297-43-7221

1.6 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号
環境省	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581-3351
同上	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	同上	03-3581-3351
同上	関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516

資料 2. PRTR 届出事業所一覽

資料 2. PRTR 届出事業所一覧

表 2-1 PRTR 届出事業所一覧

市町	郵便番号	事業所の所在地	事業所	従業員数	業種コード	業種	届出物質数
筑西市	308-0847	玉戸 1006 番地 6	株式会社昭芝製作所	31	3100	輸送用機械器具製造業	1
筑西市	308-0855	下川島 658	筑西広域市町村圏事務組合	14	8716	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	1
筑西市	308-0122	関本上 617-10	株式会社コメリ	9	5930	燃料小売業	2
筑西市	308-0851	下江連 1226	日本電解株式会社	161	2700	非鉄金属製造業	7
筑西市	300-4524	中上野 2664	茨城県	9	3830	下水道業	30
筑西市	308-0866	五所宮 1150 番地	日立化成オートモーティブプロダクツ株式会社	240	2200	プラスチック製品製造業	7
筑西市	308-0113	関館 367-2	NECプラットフォームズ株式会社	38	3000	電気機械器具製造業	2
筑西市	308-0851	下江連 1285	日立化成テクノサービス株式会社	32	2500	窯業・土石製品製造業	4
筑西市	308-0866	五所宮 1150	日立化成テクノサービス株式会社	60	2200	プラスチック製品製造業	3
筑西市	308-0857	小川 1425	日立化成テクノサービス株式会社	24	2000	化学工業	3
筑西市	300-4503	宮後 2193	メモリーテック株式会社	200	2200	プラスチック製品製造業	4
筑西市	308-0847	玉戸 1012-7	株式会社トヨウラ	105	2800	金属製品製造業	2
筑西市	308-0851	下江連 1250 番地	株式会社ハウステック	360	2000	化学工業	6
筑西市	308-0112	藤ヶ谷字赤坂 799-1	日本薬品工業株式会社	145	2060	医薬品製造業	5
筑西市	308-0857	小川 1500 番地	日立化成株式会社	520	2200	プラスチック製品製造業	21
筑西市	308-0847	玉戸 1280-129	セキショウカーライフ株式会社	17	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0054	西谷貝 610-1	セキショウカーライフ株式会社	17	5930	燃料小売業	7
筑西市	309-1116	横塚 1354	セキショウカーライフ株式会社	9	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0847	玉戸 1053-9	セキショウカーライフ株式会社	18	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0803	直井 936-2	セキショウカーライフ株式会社	9	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0847	玉戸 1019-9	ダテックス株式会社	79	2200	プラスチック製品製造業	1
筑西市	308-0842	一本松 1753	関彰商事株式会社	19	5132	石油卸売業	6
筑西市	300-4517	海老ヶ島 1061-1	ジェイエイ北つくば燃料株式会社	4	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0127	関本下 50-1	ジェイエイ北つくば燃料株式会社	4	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0051	岡芹 2223	ジェイエイ北つくば燃料株式会社	6	5930	燃料小売業	7
筑西市	300-4522	向上野 100 番地	マグ・インソール 株式会社	118	2500	窯業・土石製品製造業	4
筑西市	308-0866	五所宮 1150 番地	日立化成株式会社	570	2200	プラスチック製品製造業	8
筑西市	308-0051	岡芹 2092-2	株式会社オカモト	6	5930	燃料小売業	6
筑西市	308-0111	舟生 1530	株式会社デザインアーク	110	2800	金属製品製造業	1
筑西市	300-4507	内淀 263-1	オーエーシー株式会社	14	2500	窯業・土石製品製造業	6
筑西市	308-0857	大字小川 1500 番地	日立化成エレクトロニクス株式会社	241	3000	電気機械器具製造業	7
筑西市	308-0861	森添島 1915 番地	株式会社フルヤ金属	245	2700	非鉄金属製造業	2
筑西市	308-0111	舟生 1534-1	アクアス株式会社	12	2000	化学工業	4
筑西市	308-0837	嘉家佐和 1912	株式会社木城製作所	2	2800	金属製品製造業	1
筑西市	308-0847	玉戸 1830	ダイユーエイト	19	5930	燃料小売業	2
筑西市	308-0857	小川 1500	浪江日本プレーキ株式会社	169	3100	輸送用機械器具製造業	3
筑西市	309-1106	新治 1967 番地	片倉コープアグリ株式会社	46	2000	化学工業	3
筑西市	300-4522	向上野 1500-3	旭化成ワッカーシリコン株式会社	80	2000	化学工業	4
筑西市	308-0842	一本松 1438-2	株式会社東日本宇佐美	16	5930	燃料小売業	7
筑西市	308-0834	西石田 1120	筑西市	16	3830	下水道業	30
筑西市	308-0846	布川 1089	筑西市	16	3830	下水道業	30
筑西市	308-0112	藤ヶ谷 2330	独立行政法人家畜改良センター	38	9210	自然科学研究所	1
筑西市	300-4515	倉持 422 番地	光陽精機株式会社	125	2900	一般機械器具製造業	3
筑西市	300-4507	内淀 263-1	株式会社エーアンドエー茨城	70	2500	窯業・土石製品製造業	2
筑西市	308-0861	森添島 1923 番地	株式会社榎戸製作所	72	2800	金属製品製造業	1
筑西市	308-0851	下江連字新田 1280-10	有限会社池田鍍金工業所	28	2800	金属製品製造業	1

資料 3.災害時応援協定

資料 3. 災害時応援協定

3.1 災害時協定一覧

ア 公的機関等

表 3-1 災害時協定一覧（公的機関等）

番号	協定先	協定内容	住所	電話	運用担当班(課)	協定締結課
1	県内全市町村	災害時の相互応援に関する協定			対策・物資班	消防防災課
2	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定				
3	栃木県:8市町、茨城県:24市町村、千葉県:15市町、東京都:1市、山梨県:8市町、群馬県:8市町	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定				
4	岡山県:高梁市	災害時相互応援に関する協定	岡山県高梁市松原通 2043	0866-21-0200		
5	北海道:1町、福島県:5市町村、茨城県:1市、栃木県:4市町、神奈川県:2市、静岡県:2市、三重県:1町	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定				
6	那珂市	災害時における相互応援に関する協定	茨城県那珂市福田 1819-5	029-298-1111		
7	秋田県:井川町	相互応援に関する協定	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1	018-874-4411		

イ 民間企業・団体等

表 3-2 災害時協定一覧（民間企業・団体等）

番号	協定先	協定内容	住所	電話	運用担当班(課)	協定締結課
1	(社)筑西市シルバー人材センター	災害支援	茨城県筑西市二木成 1622-3	0296-25-4181	総括班	消防防災課
2	(株)ユーケン	簡易トイレ	茨城県古河市二連 1921-4	0280-76-7610	環境班	
3	筑西建設業倶楽部	応急復旧作業	茨城県筑西市二木成 806-2	0296-22-2538	土木班	
4	茨城県造園建設業協会県西支部		茨城県筑西市倉持 629	0296-52-2350		
5	総合開発協同組合		茨城県筑西市小栗 2690	0296-57-9988		
6	(有)島村土建		茨城県筑西市久地楽 179-1	0296-57-3544		
7	(有)森田組		茨城県筑西市蓬田 351-3	0296-57-4401		
8	高橋商事(株)	廃棄物処理	茨城県筑西市横島 135	0296-24-3131	環境班	
9	吉江総業(有)		茨城県筑西市倉持 1126	0296-52-0165		
10	関東道路(株)		茨城県筑西市下川島 635	0296-34-1211		

3.2 災害時協定内容

ア 災害時の相互応援に関する協定（県内全市町村）

2-2 相互応援に関する協定

(1) 災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の援助を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(援助要請の手続き)

第4条 市町村が援助を要請するときは、次の事項を明らかにして、口頭又は、電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 援助の場所及び援助場所への経路
- (5) 援助の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助経費の負担)

第5条 援助に要した経費は、援助を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、援助を受けた市町村及び援助を行った市町村が協議して定めることができる。

2 援助を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、援助を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

(連絡会議の開催)

第6条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互援助に関する協定及び水防にかかる援助に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

2-2 相互応援に関する協定

(1) 災害時等の相互応援に関する協定（県内全市町村）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、市町村相互間の援助を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（援助の種類）

第3条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（援助要請の手続き）

第4条 市町村が援助を要請するときは、次の事項を明らかにして、口頭又は、電話により行い、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 援助の場所及び援助場所への経路
- (5) 援助の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（援助経費の負担）

第5条 援助に要した経費は、援助を受けた市町村が負担するものとする。ただし、必要がある場合には、援助を受けた市町村及び援助を行った市町村が協議して定めることができる。

2 援助を受けた市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該市町村から要請があった場合には、援助を行った市町村は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（連絡会議の開催）

第6条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、必要に応じて連絡会議を開催し、生活必需物資、資器材等提供できる種別・数量など状況の報告をするものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、市町村が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した消防の相互援助に関する協定及び水防にかかる援助に関し締結した協定を排除するものではない。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、市町村が協議して別に定めるものとする。

第9条 この協定は、平成6年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書 87 通を作成し、各市町村長署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 6 年 4 月 1 日

県内市町村長

印

災害時等の相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等の相互応援に関する協定（以下「協定」という）第8条の規定に基づき、協定市町村（当該協定を締結した市町村をいう。以下同じ）相互間の災害時等の相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡窓口は、別記様式第1号に定めておくものとする。

(応援要請)

第3条 協定第4条に規定する応援要請は、別記様式第2号によるものとする。

(応援通報)

第4条 応援要請を受けた市町村長は、応援要請に応ずる時は、生活必需物資並びに資器材等の数量、派遣する人員、車両、出発時刻、到着時刻及び応援の責任者等を、また応援要請に応ずることができないときはその旨を、連絡窓口通过电话等により通報するものとする。

(報告)

第5条 応援を行った市町村長は、応援活動終了後速やかに、応援を受けた市町村長（以下「被災市町村長」という）別記様式第3号により報告を行うものとする。

(経費の請求)

第6条 応援を行った市町村長は、協定第5条の規定に基づき、応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により被災市町村長へ請求するものとする。

付 則

この実施細目は、協定締結の日から適用する。

別記様式第1号

連絡窓口届出書

平成	年	月	日	現在
協定市町村名				
所在地				

連絡体制		昼間	夜間・休日
①連絡担当課			
②連絡担当者職・氏名	正		
	副		
③連絡電話番号			
④防災行政無線	設置場所		
	無線番号		
	FAX番号		
⑤電話 FAX 番号			
⑥その他連絡に必要な事項			

- 備考 1 届出事項に変更がある場合、その都度遅滞なく届け出ること。
 2 防災行政無線とは、茨城県防災行政無線を指す。

別記様式第2号

文 書 番 号
平成 年 月 日

応援市町村長 _____ 殿

筑西市長

印

災害応援要請書

災害時等の相互応援に関する協定第4条により、応援を次の通り要請します。

記

① 災害の種類	
② 災害の発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する生活必需物資、資機材、車両人員、一時収容施設等の種別・数量	
⑥ 応援の主な活動	

⑦ 応援の到着希望日時	
⑧ 応援の実施場所	
⑨ 使用する無線局	
⑩ その他必要な事項	

別記様式第3号

応援活動結果報告書

市町村名

災害種別	災害発生場所		市町村名	
災害発生日時	平成	年月日	時分	時分
応援活動の概要				
応援機関	人員	車両	その他	特記事項
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
	名	台		
応援活動状況	応援活動の概要			
資機材等使用状況	応援活動に起因する事故		派遣人員の負傷	
			資機材の損傷	

別記様式第4号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

被災市町村長 殿

応援市町村名

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援した
ので、災害時等の相互応援に関する協定第5条及び同実施細目第6条に基づき、下記の通り応援に
要した経費を請求いたします。

記

	請求金額	金 円	
	経費の区分	請求金額	摘要
請求金額の内訳			

31

イ 茨城県西部都市における災害時相互応援に関する協定

(2) 茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定

茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定書

古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町（以下「協定市町」という）は、いずれかの協定市町において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう）が発生した場合に、被災した協定市町に対する、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 原子力災害により、避難が必要となる地域から避難民を受入れるための施設の提供及びあっせん
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第2条 応援を要請する協定市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、極力これに応ずるよう取り組むものとする。

（応援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災した協定市町と連絡が取れない場合で、緊急に応援出動をすることが必要であると認められたときは、自主的判断に基づき必要な応援を行う。

2 自主出動し応援を行った協定市町は、応援内容等を被災した協定市町に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定市町に提供するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員派遣に要する経費の負担は、応援を行う協定市町の負担とする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、資機材及び物資の提供その他応援に要する経費は、応援を受ける協定市町の負担とする。ただし、応援を受ける協定市町との協議により、応援を行う協定市町が負担することで合意した場合は、この限りではない。

(連絡責任者)

第6条 第2条の規定による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(効力発生日)

第9条 この協定は、平成25年2月19日から効力を生じる。

この協定の締結を証するため、この協定書を11通作成し、協定市町長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月19日

古河市長
下妻市長
笠間市長
坂東市長
八千代町長
境町長

結城市長
常総市長
筑西市長
桜川市長
五霞町長

【参考】

資料4.初 動 対 応 計 画

目次

1. 初動対応の計画	1
ア 初動対応の期間の設定	1
イ 初動対応計画として実施すべき事項	2
ウ 初動対応計画	4
2. 初動対応計画を円滑に実施するために平時から実施する事項	12
3. 初動対応のために平時に実施すべきポイント	13
ア 検討の手順	13
イ 組織体制、指揮命令系統、意思決定	15
ウ 関係機関等の連絡先	17
エ 災害時の廃棄物処理施設、収集運搬車両の稼働可否の確認	26
オ 災害時の支援協定	27
カ 仮置場候補地の選定	28
キ 仮置場運営、廃棄物処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材	29
ク 初動対応業務の要員数と手順	31
ケ 初動対応で求められる業務のタイムライン	32
コ 教育・訓練	33

1 初動対応の計画

ア 初動対応の期間の設定

【初動対応計画における対象期間の設定】

災害廃棄物に係る安全への支障の対応を行い、処理体制を構築して災害廃棄物の処理実行計画を策定していくまでの、概ね1ヶ月程度を対象期間とします。

災害初動期では人命確保、人命救助、応急期は人命保護、行方不明者の捜索、避難所対応が最優先されて取り組むべき事項となります。特に、1,000人以上の死傷者が想定される甚大災害においては、災害廃棄物処理の担当も上記の活動に重点をおいた対応が求められます。

ただし、人命確保、人命救助が求められる状況においても、人の生命及び健康へのリスクに関する有害物質や爆発性等のある災害廃棄物への対応は実施すべきであり、道路啓開に伴う有害物質の漏洩防止、爆発性、危険性廃棄物への対応については、現状を把握し、支援要請を行う等により人的被害を最小限にとどめる必要があります。

また、応急期・復旧期においても、避難所対応が中心となるが、感染症等の防止のための腐敗性廃棄物への対応、非避難者の保護の観点からの生活主要道路等の災害廃棄物の速やかな撤去は、可能な範囲で実施すべき事項であります。

そこで、初動対応の計画では、災害規模に応じた災害廃棄物処理に関するタイムラインを整理し、優先的に実施すべき事項を示すことで、生活環境保全上の支障の発生を最小限とする災害廃棄物処理の遂行していくこととなります。したがって、以下では、初動対応として初動期から応急期までの1ヶ月程度のうちに、災害廃棄物の処理に関して、早急な対応を求められる行動を中心に整理するものとします。

発災後からの災害の対応フェーズと災害廃棄物処理に関して、優先的に実施すべき事項を整理したものを表4-1に示します。

表4-1 災害対応のフェーズと災害廃棄物処理の実施すべき事項の関係

災害対応フェーズ			災害廃棄物処理	
分類	主な取組み	時間	優先する事項	大規模災害時でも実施すべき事項
初動期	人命確保 人命救助	約3日= 72時間 (10 ² 時間)	① 人の生命及び健康へのリスクを最小限に抑える (安全の確保,衛生管理)	・ 道路啓開に伴う廃棄物への対応 ・ 有害物質の漏洩防止 ・ 爆発性、危険性廃棄物への対応
応急期	人命保護 行方不明者捜索 (避難所対応)	約1ヶ月 (10 ³ 時間)	② 環境へのリスク低減	・ 腐敗性廃棄物の対応 ・ 処理方針の検討 ・ 災害廃棄物の撤去
復旧期	社会ストック回復 (避難所解消)	約1年 (10 ⁴ 時間)	③ 地域社会への貢献	・ 処理の実施 ・ 復興資材としての活用
復興期	産業等の回復	約10年 (10 ⁵ 時間)	④ 計画的な対応・処理	・ 処理の推進

イ 初動対応計画として実施すべき事項

発災後 3 日（72 時間）は人命救助が最優先され、その後避難所への支援（食料、水、燃料等の供給）等が実施されます。このため、発災後しばらくは避難所ごみへの対応や仮設トイレの設置及びし尿の汲取りが発生します。また、災害による危険が収まれば、直ちに生活再建に向けた片付けごみ搬出が発生します。このため、一般廃棄物処理事業は、被災の直後から発生する廃棄物の処理が滞ることなくするように、可能な限り事業の継続性が求められます。

初動対応計画は、発災直後からの安全確保から廃棄物処理の再開までの一連の業務を整理するものです。その全体概要を表 4-2 に示し、各業務の全体の流れを図 4-1 に示します。

表 4-2 初動対応計画において検討する業務

初動対応のながれ	初動対応で実施すべき業務
0. 安全の確保 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・（避難行動） ・（二次被害の防止） ・（救援活動）
1. 組織体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・通信・連絡手段の確保 ・職員の安否状況、参集状況の確認 ・災害時対応組織の発動
2. 情報収集と整理	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集 ・施設の状況確認 ・委託先も含めた収集運搬車両の状況確認 ・避難所、避難者数の把握 ・情報の整理
3. 対応方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の運転可否の検討 ・収集運搬車両の運行可否の検討 ・災害廃棄物発生量の推計 ・仮置場開設方針の検討
4. 収集運搬手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ、避難所ごみ収集運搬体制の構築 ・仮設トイレ設置要請、汲取り事業者の確保 ・片付けごみの収集運搬体制の構築
5. 仮置場の開設と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場候補地の所有者・管理者の承認 ・管理人員の手配、資機材の確保 ・住民、ボランティアに向けた広報の実施 ・仮置場の運営管理
6. 廃棄物処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理の継続、施設の復旧 ・県、協定先への支援要請

※「0.安全の確保」については、初動対応の前提となる安全確保行動を示し、具体的な初動対応業務とは異なる

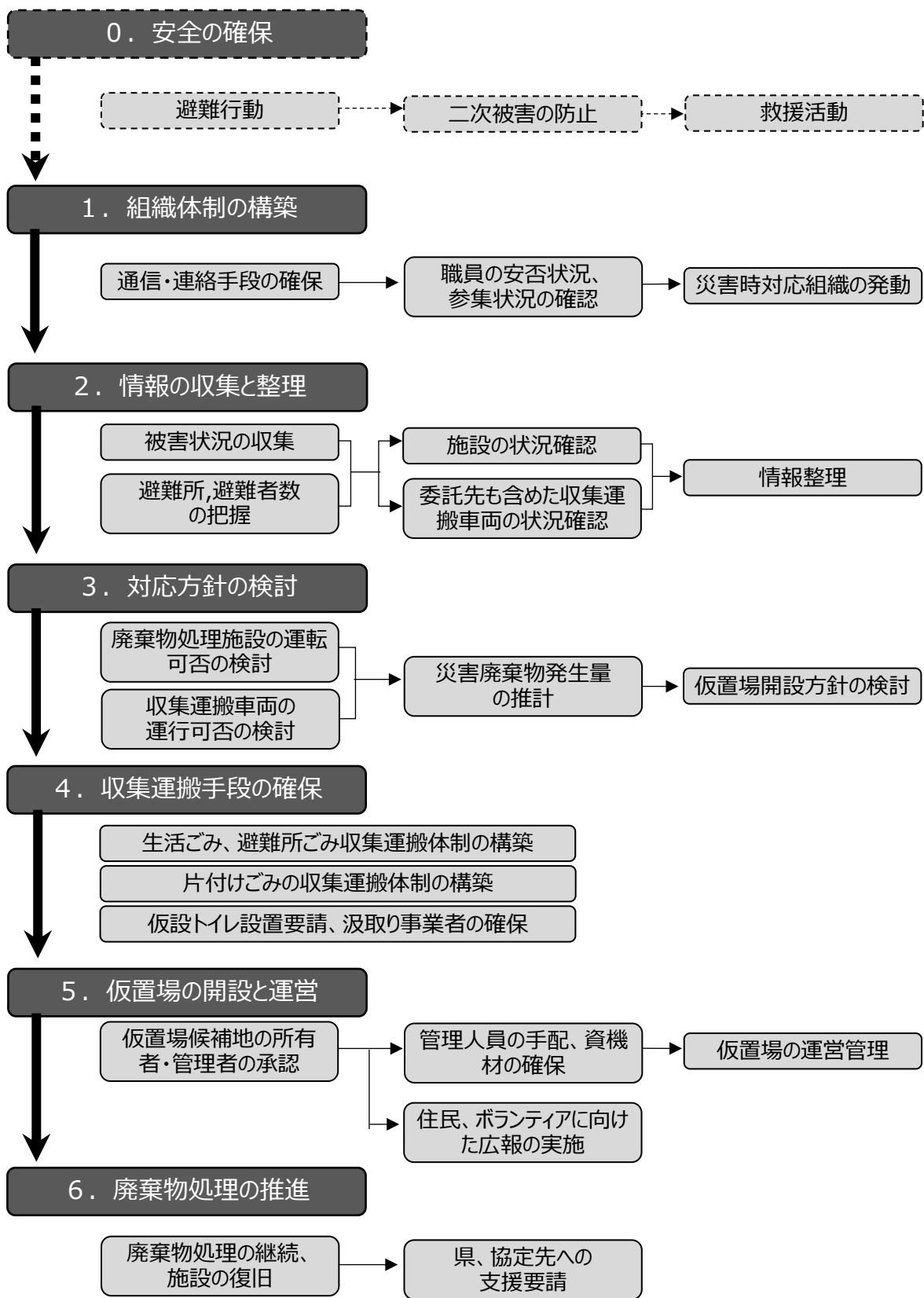


図 4-1 初動対応計画で実施する業務のながれ

「0. 安全の確保」については、初動対応の前提となる安全確保行動を示し、具体的な初動対応業務とは異なります

ウ 初動対応計画

(1) 組織体制の構築

災害廃棄物の処理を担う組織体制の構築にあっては連絡手段を確保したうえで、職員の参集状況に応じて編成可能な組織を構築し、県等の外部機関との連絡体制を確保します。

1) 通信連絡手段の確保

組織体制を構築していくために、必要となる通信連絡手段を確保するとともに連絡窓口を確認します。

【実施すべき事項】

- ・ 携帯電話、衛星電話、移動式防災行政無線等の通信機器を確保します。
- ・ 県、協定締結先等の外部機関との連絡手段を確保し、連絡窓口を決定します。
- ・ 管轄の処理施設、委託先の処理施設の職員との連絡手段を確保します。
- ・ 被災現場にいる職員との連絡手段を確保します。

2) 職員の安否状況、参集状況の確認

庁内で定められた安否状況の確認手順や、非常時の参集方法のルール等に従って、関係職員の状況を把握します。

【実施すべき事項】

- ・ 防災計画やマニュアル等で定められた安否状況の確認手順に従って職員状況の確認を進めます。
- ・ 非常時の参集ルールに則って登庁要請します。
- ・ 廃棄物処理の委託先の職員の参集状況についても確認を試みます。

3) 災害対応組織の発動

地域防災計画に従って、災害廃棄物対策組織を発動するが、職員の参集状況に応じて暫定的発動を行い、支援人材等も含めて段階的に組織を構成していきます。

【実施すべき事項】

- ・ 地域防災計画等に定められた災害対策本部の役割分担(災害時の組織体制と役割分担)に基づき、人員を配置し、組織体制と指揮命令系統を確立します。
- ・ 職員の参集状況により必要な人員を確保できない場合は、庁内での人の融通や他の自治体から派遣される支援要員も考慮し、段階的に体制構築を試みます。

(2) 情報の収集と整理

災害対策本部から管内の被害状況、施設の状況についての情報を収集し、対応の優先順位を検討するための整理を行います。また、必要に応じて県等の関係機関へ報告するためのデータ整理も行います。

1) 被害状況の収集

災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況の収集整理を行います。

【実施すべき事項】

- ・ 災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集します。
- ・ 被害情報の例：被害家屋数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等)、避難所開設状況、道路状況、ライフラインの被害状況、浸水範囲
- ・ 一般廃棄物の処理施設の被害情報を収集します。施設の運転可否、復旧見込み、収集運搬車両の状況を確認します。
- ・ 必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得します。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動します。
- ・ 保護具の例：ヘルメット、手袋、ゴーグル、防塵マスク、安全靴、作業着

2) 施設の状況確認

災害廃棄物の処理方針を検討するため、地域の廃棄物処理施設等の状況を確認します。

【実施すべき事項】

- ・ ごみ処理施設の被害情報を収集する。施設の運転可否、復旧見込み等を把握します。
- ・ 下水処理施設、下水道の被害状況を確認する。施設の運転可否、復旧見込み等を把握します。
- ・ 仮設トイレの備蓄状況を確認します。

3) 委託先も含めた収集運搬車両の状況確認

災害廃棄物等の収集運搬に必要となる車両の状況を収集運搬作業の委託先の状況も含めて確認します。さらには、地域の許可事業者についても可能な範囲で所有車両の状況を確認します。

【実施すべき事項】

- ・ 市で所有する廃棄物収集車両の状況を確認します。
- ・ 委託先(許可業者)へ収集運搬車両の状況を確認します。

4) 避難所、避難者数の把握

避難所ごみへの対応、仮設トイレの確保を行うにあたり必要となる情報として避難所の開設状況、避難者数の把握を行います。

【実施すべき事項】

- ・ 避難所の開設状況、避難者数を把握する。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。
- ・ 避難所の仮設トイレの不足状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握する。必要に応じ避難所へ赴き情報を取得します。

5) 情報の整理

収集した情報を今後の対応方針の検討、協定締結先への連絡や県への報告のために整理します。所定の報告様式がある場合、様式に必要な情報をとりまとめて記載します。

【実施すべき事項】

- ・ 協定締結先に支援要請に必要な情報を整理します(トイレ必要基数、運搬車両台数等)。
- ・ 県に支援要請等をするにあたり必要となる情報を整理します。(被害棟数、浸水範囲、避難者数等)
- ・ 所定の報告様式がある場合は、記載に必要な情報の整理を行います。

(3) 対応方針の検討

収集整理した情報に基づき当面の廃棄物処理の可否を判断するとともに廃棄物発生量の推計を行い、収集運搬も含めた災害廃棄物処理の支援要請の要否の判断等を行います。また、仮置場の設置場所、開設時期、周知方法等、仮置場の設置方針を検討します。

1) 廃棄物処理施設の運転可否の検討

情報収集で確認した被害情報に基づき施設の運転可否を判断し、当面の廃棄物処理業務が継続可能か検討します。

【実施すべき事項】

- ・ 廃棄物処理施設の状況から平時と同様の廃棄物処理が可能か検討を行います。
- ・ 修理等が必要な場合は、復旧までの見込み時間の検討を行います。
- ※ 廃棄物処理業務や施設の運転管理を委託している場合は、施設の管理者に当該情報の提供を依頼します。

2) 収集運搬車両の運行可否の検討

情報収集で確認した収集運搬車両の被害情報に基づき、現状の運搬能力を勘案し、当面の廃棄物収集作業が継続可能か検討します。

【実施すべき事項】

- ・ 収集運搬車の被害状況から運行可能台数を整理し、収集運搬業務の再開の可否を検討します。
- ・ 稼働可能な収集運搬車両の台数は委託先も含めた台数を整理します。
- ・ 収集運搬能力が不足する場合は、必要台数の検討を行います。

3) 災害廃棄物発生量の推計

収集整理した建物被害の情報に基づき災害廃棄物の発生量推計を行います。あわせて、避難者人数から避難所ごみ発生量や仮設トイレの必要数の推計を行います。

【実施すべき事項】

- ・ 建物被害(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等)の数に基づきがれき等の災害廃棄物発生量を推計します。
- ・ 避難所の避難人数等から避難所ごみ発生量を推計します。
- ・ 避難所の避難人数から仮設トイレの必要数を推計します。

4) 仮置場開設方針の検討

収集整理した被害状況及び災害廃棄物の発生量推計を参考に、仮置場開設の要否を検討します。また、開設に際して必要となる開設場所、ごみの受入方法等の基本的事項を検討します。

【実施すべき事項】

- ・ 被害状況、災害廃棄物発生量推計量に基づき、仮置場開設の要否を検討します。
- ・ 事前に整理した仮置場候補地のリストを準備します。
- ・ 仮置場候補地の被災状況を整理します。
- ・ 仮置場を開設する場合の、周知の方法と内容(場所、時期、分別方法、制限事項等)を検討します。

(4) 収集運搬手段の確保

被災後も発生する通常的生活ごみに加えて避難所ごみへ対応するため、収集運搬手段を確保します。被災後は、生活ごみだけでなく、家財の片付けごみ、住居の損壊によるがれき類が発生するため、廃棄物の性状に応じた収集運搬手段を確保します。

し尿に関しては、通常のし尿収集に加えて避難所への仮設トイレの設置と、仮設トイレのし尿の収集についても運搬手段を確保します。

1) 生活ごみ、避難所ごみ収集運搬体制の構築

避難所ごみの推計に基づき、避難所ごみ収集運搬手段を確保します。また、避難していない住民の生活ごみへも対応を図るため、非常時の収集運搬体制を構築します。

【実施すべき事項】

- ・ ごみ収集車両の運行可能台数の情報と生活ごみ、避難所ごみ発生量推計から、必要な車両台数を整理し、県および協定締結先への支援を要請します。

2) 仮設トイレ設置要請、汲取り事業者の確保

推計した仮設トイレの必要数に基づき、協定締結先に仮設トイレ設置の支援要請を行います。同時に必要となる汲取り事業者へ支援要請し、汲取り手段を確保します。

【実施すべき事項】

- ・ 避難所の開設状況と仮設トイレの必要台数の要請にもとづき、仮設トイレのその運搬車両の必要台数を整理し、県及び協定締結先に支援要請します。
- ・ し尿収集車両の運行可能台数の情報と仮設トイレ設置状況から必要な車両台数を整理し、県および協定締結先への支援を要請します。

3) 片付けごみの収集運搬体制の構築

片付けごみについては、通常のごみ収集車両では対応できない可能性があるため、ごみの性状に応じた収集運搬体制を構築します。

【実施すべき事項】

- ・ 片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、県および協定締結先に支援要請します。

(5) 仮置場の開設と運営

災害廃棄物の仮置場を準備するとともに仮置場を運営管理するために必要な人材や資機材を確保します。人員や資機材が不足する場合は、支援要請を行います。

1) 仮置場候補地の選定と所有者・管理者の承認、近隣住民の理解

- ・ 被害状況を確認し利用可能な仮置場を候補地から選定し、所有者・管理者から承認を得ます。
- ・ 仮置場の近隣住民に仮置場の必要性を説明し、理解を得たうえで設置します。(設置の決定は、市災害対策本部)

【実施すべき事項】

- ・ 準備した候補地のリストからあらかじめ優先的な他の使用目的の有無を把握します。
- ・ 優先的な使用目的としては、自衛隊等災害救助、復旧支援活動の拠点への利用、避難所への利用、応急仮設住宅への利用等が想定されます。
- ・ 候補地の仮置場としての、利用可否を利用目的や緊急性を考慮しながら、関係部局と調整のうえ決定します。
- ・ 候補地の選定に際しては、住民の直接搬入の場合のアクセス性や、病院、学校、水源等、環境配慮必要な施設等の位置関係を考慮します。
- ・ 選定した候補地の所有者、管理者へ仮置場として利用への承認を得ます。

2) 管理人員の手配、資機材の確保

候補地の広さ、受入物等の運営方針に基づいて仮置場の運営管理に必要な人材や資機材をリストアップし、調達します。

【実施すべき事項】

- ・ 搬入の受付、場内誘導、分別の説明、荷下ろしの補助、警備、重機の操作、搬出・清掃作業等の要員を確保します。
- ・ 仮置場の運営管理には多大な時間と労力が必要となるため、管理運営作業については、他の地方公共団体からきた支援職員や災害支援で派遣される民間事業者の手を借りて運営し、被災自治体職員は、県との連絡調整、住民対応、契約事務等の運営管理に関するマネジメントに集中することが望ましいです。
- ・ 分別を誘導するための看板、廃棄物の山を整理するための重機を調達します。
- ・ 仮置場の状況によっては、車両の円滑な通行性を確保するための敷き鉄板、砂利や砕石等を準備します。

3) 住民、ボランティアに向けた広報の実施

仮置場の運営方針を住民に周知します。周知に際しては、様々な手段を活用し、ひとりでも多くの住民に周知できるようにします。また、ごみの搬出を手伝う災害ボランティアに対しても、同じ内容を周知します。

【実施すべき事項】

- ・ 住民に対する周知事項を広報する。ホームページによる告知、SNSによる発信、防災行政無線、住民回覧、ビラ配布、TV等、効果的と思われる複数の手段を活用します。
- ・ 広報内容は、開設場所、開設日時、受入時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信します。
- ・ 仮置場の運営ルールを災害ボランティアにも周知します。
- ・ ボランティアへの周知は、受け入れを行うボランティアセンターでの説明会時にビラを配布し実施します。

4) 仮置場の運営管理

生活環境上の支障を防止するほか、混合ごみ化、便乗ごみの排出や火災等による二次災害を防止できるように仮置場の運営管理を行います。

【実施すべき事項】

- ・ 廃棄物が混合状態とならないように看板や案内、サンプルごみを配置して分別を促します。
- ・ 搬入者の荷下ろし時に管理員による説明や監視を実施します。
- ・ 周辺の生活環境の支障を未然防止するため、環境保全対策を実施します。
- ・ 粉じんやごみが飛散しないように定期的な散水作業、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置、またはフレキシブルコンテナバッグへの保管等の対応をします。
- ・ 石綿を含む建材が仮置場へ搬入された場合は、シート掛けフレキシブルコンテナバックでの保管等により飛散防止措置を実施します。
- ・ 爆発性、発火性のある廃棄物は他の廃棄物とは隔離して保管します。(火気厳禁)
- ・ 発酵熱による火災を防止します。
- ・ 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐため、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝および排水処理設備の設置を検討します。その他、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。

(6) 廃棄物処理の推進

災害廃棄物処理を推進するため、廃棄物処理業務を継続させます。災害により廃棄物処理業務の継続が困難な場合は、補修等の復旧を進めるとともに、処理できない廃棄物が滞留することによる生活環境上の支障が生じないように、県、協定先による支援を得ながら、廃棄物処理業務を推進します。

1) 廃棄物処理の継続、施設の復旧

廃棄物処理業務の事業継続計画（BCP）がある場合は、BCP に則って対応します。BCP が策定されていない場合は、施設の被害状況に応じた稼働計画を策定します。

【実施すべき事項】

- ・ 施設の安全な稼働が可能な場合は、廃棄物処理業務を継続するが、災害廃棄物の発生状況等に応じた現実的な稼働計画とします。
- ・ 施設が損傷等により稼働不能の場合は、施設の復旧方法を検討し、復旧の時期等の見込みをたてます。
- ・ 仮置場への搬入・搬出量、施設の処理量等の数量を管理し、記録を残します（災害廃棄物処理補助金申請事務において活用できるようにします）。
- 廃棄物処理業務や施設の運転管理を委託している場合は、施設の管理者へ当該事項の実施状況を確認します。

2) 県、協定先への支援要請

被災により廃棄物処理施設が休止したり、施設の廃棄物処理余力を大幅に超過する場合は、県や協定先に支援を要請します。

【実施すべき事項】

- ・ 施設の被災状況と災害廃棄物発生量の推計に基づき、独力で処理できないと想定された場合、県および支援協定の締結先に支援要請を行います。
- ・ 支援要請の手続きを確認し、事務書類等を作成します。

2 初動対応計画を円滑に実施するために平時から実施する事項

初動対応計画を円滑に実施するためには、平時から初動体制に関して情報整理を行い、災害に備えることが重要です。ここでは、円滑な初動対応を実行するために平時において実施すべき 10 項目について確認します。

表 4-3 円滑な初動対応のために平時から実施すべき事項

円滑な初動対応のために平時に実施すべき事項	参照項目
①職員の安否確認、参集についての手順の作成	3-1 職員の安否確認と参集手順 (資 4-13~)
②災害時の組織体制、指揮命令系統、意思決定のルール(権限の委譲ルール、職務の代行者)の作成	3-2 組織体制、指揮命令系統、意思決定 (資 4-15~)
③関係機関等の連絡先リストの作成	3-3 関係機関等の連絡先 (資 4-17~)
④災害時の廃棄物処理施設、収集運搬車両の稼働可否の確認手順の作成	3-4 災害時の廃棄物処理施設、収集運搬車両の稼働可否の確認 (資 4-26~)
⑤災害時の支援協定のリスト作成と協定内容の整理	3-5 災害時の支援協定 (p27~)
⑥仮置場候補地の選定とリストの作成	3-6 仮置場候補地の選定とリストの作成 (資 4-28~)
⑦仮置場運営、廃棄処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材のリスト作成	3-7 仮置場運営、廃棄処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材(資 4-29~)
⑧初動対応業務の要員数と手順の整理	3-8 初動対応業務の要員数と手順 (資 4-31~)
⑨初動対応で求められる業務のタイムライン作成 (時系列的な整理)	3-9 初動対応で求められる業務のタイムライン (資 4-32~)
⑩教育・訓練の実施	3-10 教育・訓練 (資 4-33~)

3 初動対応のために平時に実施すべきポイント

ア 職員の安否確認と参集手順

(1) 職員の安否確認

職員が災害廃棄物の対応業務に専念するためには職員自身ならびにその家族の安全が確保されていることが前提であり、災害時においては、職員とその家族の安全を確認することを最優先とします。

【ポイント】

職員の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・ 自庁内の非常時安否確認システムの内容を確認します。・ 安否確認の責任者と担当者を設定します。・ 責任者、担当者ともに代行者を設定します。・ 庁内の防災訓練時にあわせて、実効性を確認します。・ 庁内の安否確認システムが利用できない場合の代替手段を想定します。・ 電話や電子メール等による連絡先リストも作成します。
---------	--

(2) 職員の参集

災害の発生するタイミングが平日か休日か、勤務時間中か勤務時間外か等により参集方法が異なるため、時期に応じたルールを作成します。職員自身およびその家族が負傷した場合や自宅が被災した場合の、参集の目安もあわせて検討しておくことが重要です。

【ポイント】

職員の参集	<ul style="list-style-type: none">・ 職員は、災害対策本部の準備基準等、地域防災計画、業務継続計画(BCP)等で定められたルールに則って参集します。・ 参集できない職員がいること、情報等の引継ぎに時間が要することをあらかじめ考慮します。・ 参集ルールの設定においては地域の災害特性を考慮します。例えば、土砂災害の恐れのある危険渓流がある場合は、短時間で発生することもあり、事前待機等の対応をします。
-------	--

【職員の参集の確認】

筑西市地域防災計画抜粋

3 参集方法

職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

なお、通常利用している交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

4 非常時の参集先

勤務時間外に配備指令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため、指定集合場所に赴くことができないときは、次によって災害応急対策に従事する。

ただし、本部長、副本部長、本部員及び本部事務局については、この限りでない。

- 通信連絡により、所属長又は災害対策本部の指示を受けること。
- 前記の措置が不可能な場合は、最寄りの支所及び市施設、指定避難所等に参集する。

(1) 参集時の措置

- ① 職員は、当該出先機関の長に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集できない理由を報告する。
- ② 当該出先機関の長は、前記①により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。

(2) 勤務場所への復帰

出先機関の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。

出典：「筑西市地域防災計画（平成30年度修正 筑西市防災会議）」P53

イ 組織体制、指揮命令系統、意思決定

(1) 組織体制

災害時の組織体制は、地域防災計画で定める災害時の体制を踏まえて整理し、各担当の役割分担とあわせて検討します。災害発生後は、速やかに災害時の組織体制に移行することが重要です。

【ポイント】

組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量に応じて廃棄物に係る事務量が増大するため、平時の一般廃棄物処理担当では業務を捌ききれない状態となります。そのため、他部署から支援要員、他の自治体からの支援要員を組み込んで編成します。 ・ 地域防災計画の体制を基本とし、家屋等の解体やがれき等の収集運搬等は土木・建築系の作業が中心であることから、土木・建築系の部署の人材を含めた体制を構築します。 ・ 要員数は、時間とともに変わるため、人員の配置や体制は随時見直しを行います。例えば、損壊家屋等の解体撤去が始まると多くの人員が必要となる場合があり、体制の見直しを行うこととなります。
------	--

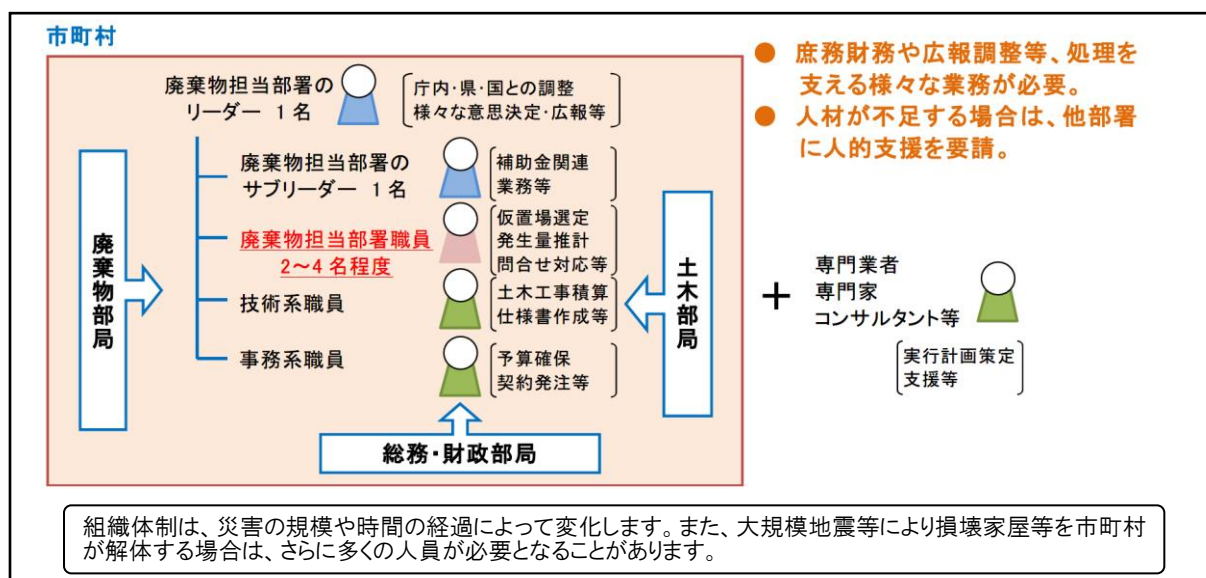


図 4-2 災害廃棄物処理に係る組織体制

出典：災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～平成 28 年 3 月環境省

(2) 指揮命令系統、意思決定

指揮命令系統を円滑に実行するためには、通常時の業務や避難所の運営等の他業務を兼務したり、他部局から応援を得たりするという体制ではなく、災害廃棄物処理のみを業務とする災害廃棄物担当グループのような専門（専従）チームを設置することが望ましい。表 4-4 に災害廃棄物専門チームの構成例を示す。

【ポイント】

指揮命令系統 意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の役割を明確化し、混乱を防ぐため情報の一元化に留意します。 ・ 組織として、総括、指揮を行う意思決定者を設定します。 ・ 局面ごと様々な協力が必要となるため、他部門との関係も整理します。 ・ 形式上、首長からなる組織であっても実務のトップや、その下に業務ごとの責任者（適切な判断ができる人）を配置します。
----------------	---

表 4-4 災害廃棄物の専門チームの構成例

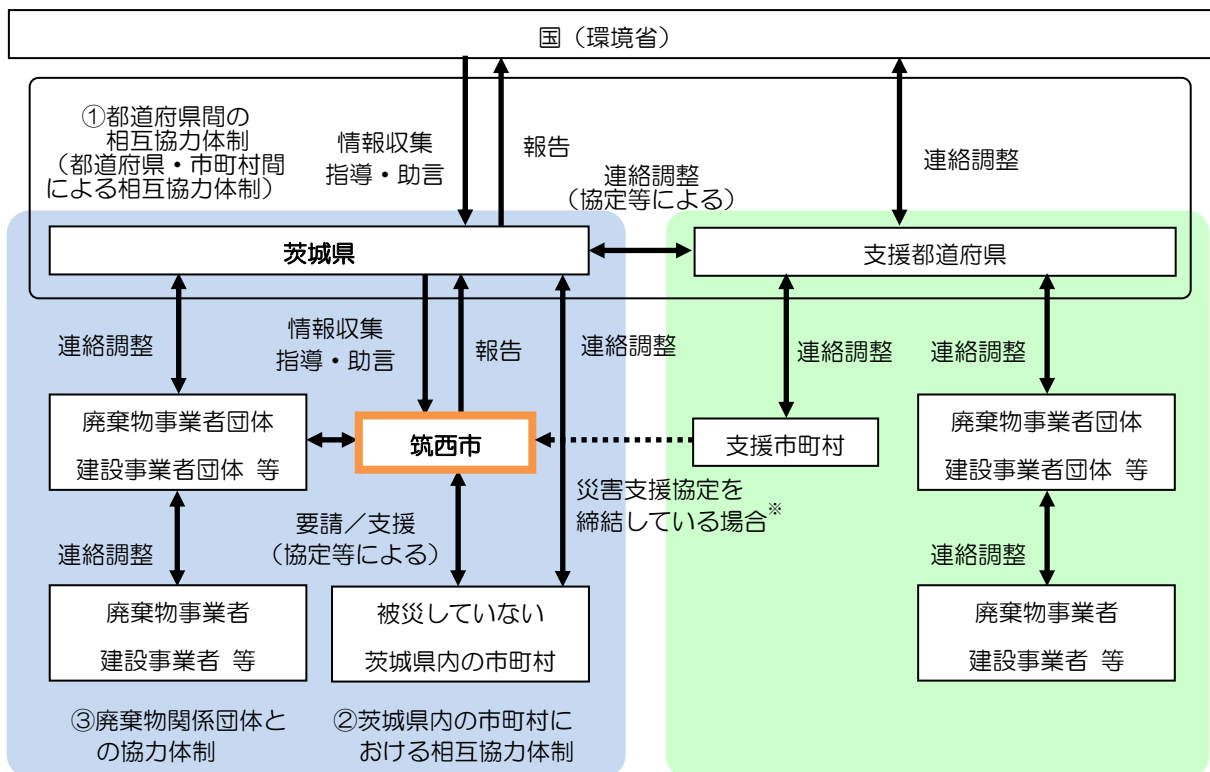
担当名		業務概要	意思決定順序
総括責任者		災害廃棄物処理業務全般の総括 市災害対策本部・本部員会議への要請・協議	1 責任者
総務係	総務担当	庁内窓口、庶務、物品管理	2 総務担当として責任者を補佐 責任者不在時は責任者を代行
		組織体制整備	
		職員派遣・受入に係る調整	
		住民への広報・情報発信	
		予算管理、契約事務	
	災害廃棄物 処理計画担当	災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計	3 計画担当として、責任者・ 総務担当が不在時に責任者を代行
		災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定	
		被災状況の情報収集 国庫補助関係事務	
	し尿処理担当	し尿発生量の推計	3
		災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定	
仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画			
災害時収集運搬計画及び収集処理計画（し尿）の策定			
収集係	廃棄物収集運搬 担当	被災者の生活に伴う廃棄物の収集	4 業務担当として、緊急時 は意思決定を行う
		災害廃棄物の収集業務管理	
		広域応援に係る連絡調整	
処理係	廃棄物処理担当	処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）	4
		広域処理に係る連絡調整	
		適正処理困難物等の処理ルート確保	
	仮置場担当	仮置場・仮設処理施設の整備・管理	4

ウ 関係機関等の連絡先

発災後の迅速な初動対応を実行するために、自庁内の関連部署、廃棄物処理施設、支援要請先となる県、周辺市町村、国、協定締結団体を含めた関係連絡先を整理し、連絡先のリストを作成します。

【ポイント】

関係機関等の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ リストは各連絡先の担当者の氏名のほか代行者の氏名も記載します。 ・ 電話が不通になる可能性も考慮し、電子メール等の代替連絡手段についても記載します。 ・ 担当者の異動や連絡窓口変更があった場合、情報を更新します。
-----------	--



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図 4-3 関係機関等との相互協力体制イメージ

出典：「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」 技 2-4 をもとに作成

【連絡先リスト】

a. 自庁内の関連部署

部署名	住所	電話番号
筑西市役所	茨城県筑西市丙 360	0296-24-2111
筑西市役所 関城支所	茨城県筑西市舟生 1060	0296-37-6111
筑西市役所 明野支所	茨城県筑西市海老ヶ島 1300	0296-52-1111
筑西市役所 協和支所	筑西市門井 1962-2	0296-57-2511
筑西市役所 川島出張所	筑西市伊佐山 155 番地 26	0296-28-0217

b. 茨城県の関連部署

部署名	住所	電話番号
茨城県廃棄物対策課	茨城県水戸市笠原町 978-6	029-301-3020
茨城県県西県民センター環境・保安課	茨城県筑西市二木成 615	0296-24-9127
茨城県筑西保健所	茨城県筑西市甲 114	0296-24-3965

c. 茨城県内市町村（一般廃棄物担当課）

市町村	課室名	住所	電話番号
水戸市	ごみ対策課	茨城県水戸市中央 1-4-1	029-232-9114
日立市	生活環境部環境衛生課	茨城県日立市助川町 1-1-1	0294-22-3111
土浦市	環境衛生課	茨城県土浦市大和町 9-1	029-826-1111
古河市	環境課	茨城県古河市仁連 2065	0280-76-1511
石岡市	生活環境課	茨城県石岡市石岡 1-1-1	0299-23-7301
結城市	生活環境課	茨城県結城市大字結城 1447	0296-34-0370
龍ヶ崎市	環境対策課	茨城県龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111
下妻市	生活環境課	茨城県下妻市本城町 2-22	0296-43-2111
常総市	生活環境課	茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3	0297-23-2919
常陸太田市	環境政策課	茨城県常陸太田市金井町 3690	0294-72-3111
高萩市	環境衛生課	茨城県高萩市本町 1-100-1	0293-23-7031
北茨城市	生活環境課	茨城県北茨城市磯原町磯原 1630	0293-43-1111
笠間市	環境保全課	茨城県笠間市中央 3-2-1	0296-77-1101
取手市	環境対策課	茨城県取手市寺田 5139	0297-74-2141
牛久市	廃棄物対策課	茨城県牛久市中央 3-15-1	029-873-2111

市町村	課室名	住所	電話番号
つくば市	環境衛生課	茨城県つくば市研究学園 1-1-1	029-883-1111
ひたちなか市	廃棄物対策課	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1	029-273-0111
鹿嶋市	廃棄物対策課	茨城県鹿嶋市大字平井 1187-1	0299-82-2911
潮来市	環境課	茨城県潮来市辻 626	0299-63-1111
守谷市	生活環境課	茨城県守谷市大柏 950-1	0297-45-1111
常陸大宮市	生活環境課	茨城県常陸大宮市中富町 3135-6	0295-52-1111
那珂市	環境課	茨城県那珂市福田 1819-5	029-298-1111
筑西市	環境課	茨城県筑西市丙 360	029-624-2130
坂東市	生活環境課	茨城県坂東市岩井 4365	0297-21-2189
稲敷市	廃棄物対策室	茨城県稲敷市犬塚 1570-1	029-892-2000
かすみがうら市	生活環境課	茨城県かすみがうら市大和田 562	029-886-3304
桜川市	生活環境課	茨城県桜川市岩瀬 64-2	0296-58-5111
神栖市	廃棄物対策課	茨城県神栖市溝口 4991-5	0299-90-1148
行方市	環境課	茨城県行方市山田 2564-10	0291-35-2111
鉾田市	生活環境課	茨城県鉾田市鉾田 1444-1	0291-36-7486
つくばみらい市	生活環境課	茨城県つくばみらい市加藤 237	0297-58-2111
小美玉市	環境課	茨城県小美玉市堅倉 835	0299-48-1111
茨城町	みどり環境課	茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080	029-292-1111
大洗町	生活環境係	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029-267-5111
城里町	町民課	茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25	029-288-3111
東海村	環境政策課	茨城県那珂郡東海村東海 3-7-1	029-282-1711
大子町	生活環境課	茨城県久慈郡大子町大字大子 866	0295-76-8802
美浦村	生活環境課	茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515	029-885-0340
阿見町	廃棄物対策課	茨城県阿見町追原 2731-2 霞クリーンセンター内	029-889-0091
河内町	都市整備課	茨城県稲敷郡河内町源清田 1183	0297-84-6956
八千代町	環境対策課	茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170	0296-48-1111
五霞町	生活安全課	茨城県五霞町大字小福田 1162-1	0280-84-3618
境町	防災安全課	茨城県猿島郡境町 391-1	0280-81-1307
利根町	環境対策課	茨城県北相馬郡利根町布川 841-1	0297-68-2211

d. 茨城県内廃棄物関係一部事務組合

組 合 名	住 所	電話番号
大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	029-760-1777
さしま環境管理事務組合	茨城県猿島郡境町長井戸 1734-1	028-087-0609
大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市仁古田 1193-2	029-677-2416
筑西広域市町村圏事務組合	茨城県筑西市直井 1076	029-622-7979
茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	029-948-1571
常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 2522	029-748-2339
霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	029-926-8664
新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	029-959-4649
下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市本城町 2-22	029-645-0611
ひたちなか・東海広域事務組合	茨城県ひたちなか市笹野町 2-8-1	029-271-0739

e. 県内一般廃棄物処理施設

① 一般廃棄物処理施設

施設名	事業主体	住 所	電話番号
水戸市小吹清掃工場	水戸市	茨城県水戸市小吹町 820	029-243-6811
日立市清掃センター	日立市	茨城県日立市宮田町 3414-1	029-421-5374
土浦市清掃センター	土浦市	茨城県土浦市中村西根 1811-1	029-841-3427
古河クリーンセンター	古河市	茨城県古河市牧野地 768-1	028-022-6353
清掃センター	常陸太田市	茨城県常陸太田市増井町 1763	029-472-3316
清掃センター	北茨城市	茨城県北茨城市関本町 2047	029-346-5619
牛久クリーンセンター	牛久市	茨城県牛久市奥原町 3550-2	029-830-9333
クリーンセンター	つくば市	茨城県つくば市水守 2339	029-867-1379
ひたちなか市那珂湊清掃センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市新光町 103-2	029-265-5310
潮来クリーンセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	029-964-5311
行方市環境美化センターごみ焼却施設	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	029-972-1853

施設名	事業主体	住所	電話番号
鉾田クリーンセンター	鉾田市	茨城県鉾田市串挽 2126	029-132-4187
城里町環境センター	城里町	茨城県東茨城郡城里町大字下古内 1680	029-288-5525
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2464	029-572-3042
阿見町霞クリーンセンター	阿見町	茨城県稲敷郡阿見町大字追原 2731-2	029-889-0091
大宮地方環境整備組合(環境センター・ごみ焼却施設)	大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしまクリーンセンター寺久熱回収施設	さしま環境管理事務組合	茨城県境町大字長井戸 1734-1	0280-87-0609
大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合環境センター	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合環境センター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571
常総環境センターごみ焼却施設	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 2522	0297-48-2339
霞台厚生施設組合環境センター	霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	0299-26-8664
環境クリーンセンターごみ焼却施設	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	0299-59-4649
ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市本城町 2-22	0296-45-0611
ひたちなか・東海クリーンセンター	ひたちなか・東海広域事務組合	茨城県ひたちなか市笹野町 2-8-1	029-271-0739

② 最終処分場

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市一般廃棄物第二最終処分場	水戸市	茨城県水戸市酒門町 2792	029-246-0416
日立市滑川山一般廃棄物最終処分場	日立市	茨城県日立市滑川町 3163-13	0294-42-0310
日立市東大沼一般廃棄物最終処分場	日立市	H8.3 に埋立完了	
土浦市一般廃棄物最終処分場	土浦市	茨城県土浦市白鳥町 924-4	029-831-7374
常総市菅生一般廃棄物最終処分場	常総市		0297-23-2919 (生活環境課)
高萩市北部衛生センター埋立処分地	高萩市	H14.12 に埋立完了	
ひたちなか市谷井田沢最終処分場	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町 1110	029-265-7933
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市大字足崎 1177-3	029-285-0169
行方市環境美化センター最終処分場	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	0299-72-2413

施設名	事業主体	住所	電話番号
東海村最終処分場	東海村	茨城県東海村村松 2626-3	029-283-0238 住重環境エンジニアリング(株)
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2460	0295-72-3042
阿見町さくらクリーンセンター	阿見町	茨城県阿見町若栗 3565	029-889-0091
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしま環境センター最終処分場	さしま環境管理事務組合	茨城県堺町大字長井戸 1734-1	0280-87-0609
一般廃棄物最終処分場	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
笠間・水戸環境組合諏訪クリーンパーク	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
最終処分場「クリーンパーク・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県結城郡八千代町大字大渡戸 390	0296-30-2890

※水色は、住所又は電話番号が公表していません。

③ その他のごみ処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市粗大ごみ処理施設	水戸市	平成 25 年度から運用停止中	
日立市清掃センター	日立市	茨城県日立市宮田町 3414-4	0294-24-5353
土浦市清掃センター	土浦市	茨城県土浦市中村西根 1811-1	029-841-3427
粗大ごみ処理施設	つくば市 生活環境部 サステナスクエア管理課	つくば市水守 2339 番地	029-867-1379
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市足崎 1177-3	029-285-0169
鹿嶋市立衛生センターリサイクル施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来クリーンセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	0299-64-5311
行方市環境美化センター粗大ごみ処理施設	行方市	茨城県行方市麻生 3268-14	0299-72-2413
城里町環境センター	城里町	茨城県城里町下古内 1680	029-288-5525
東海村清掃センター	東海村	茨城県東海村村松 2083	029-282-7289
阿見町霞クリーンセンター	阿見町	茨城県阿見町追原 2731-2	029-889-0091
水戸市不燃物再資源化施設	水戸市 小吹清掃工場	茨城県水戸市小吹町 820-2	029-243-6811
古河資源場中間処理施設	古河市	茨城県古河市鴻巣 1564	
清掃センター	常陸太田市	茨城県常陸太田市増井町 1763	0294-72-3316
リサイクルセンター	高萩市	茨城県高萩市大字赤浜 2100-15	0293-23-6886
清掃センター	北茨城市	茨城県北茨城市関本町関本中 2047	0293-46-5619
牛久クリーンセンター	牛久市	茨城県牛久市奥原町 3550-2	029-830-9333

施設名	事業主体	住所	電話番号
有価物回収施設	つくば市	茨城県つくば市上沢1	029-867-1379
ひたちなか市資源リサイクルセンター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市足崎 1177-3	029-285-0169
鹿嶋市立衛生センター不燃物処理・資源化施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来リサイクルセンター	潮来市	茨城県潮来市島須 1255	029-964-5311
神栖市第一リサイクルプラザ	神栖市	茨城県神栖市南浜 1-10	0299-96-8075
神栖市第二リサイクルプラザ	神栖市	茨城県神栖市波崎 9602	0479-44-2071
鉾田リサイクルハウス	鉾田市		
城里町環境センター資源ごみ選別機	城里町	茨城県城里町下古内 1680	029-288-5525
東海村清掃センター	東海村	茨城県東海村村松 2083	029-282-7289
大子町環境センター	大子町	茨城県久慈郡大子町大字袋田 2460	0295-72-3042
BDF製造施設	牛久市(うしくグリーンファーム株式会社)	茨城県牛久市久野町 1496-1	029-875-1333
高萩市リサイクルセンター圧縮梱包施設	高萩市	高萩市大字赤浜 2100-15	0293-23-6886
大宮地方環境整備組合(環境センター・粗大ごみ処理施設)	大宮地方環境整備組合	茨城県那珂市静 1894	029-296-1744
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
大洗、鉾田、水戸環境組合クーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
江戸崎地方衛生土木組合圧縮施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
江戸崎地方衛生土木組合破碎施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合環境センター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571
霞台厚生施設組合環境センター	霞台厚生施設組合	茨城県小美玉市高崎 1824-2	0299-26-8664
環境クリーンセンター粗大ごみ処理施設	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	0299-59-4649
ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」	下妻地方広域事務組合	茨城県下妻市中居指 1100	0296-45-0611
クリーンプラザ・龍	龍ヶ崎地方塵芥処理組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町 436-2	0297-60-1777
さしまクリーンセンター寺久リサイクルプラザ	さしま環境管理事務組合	茨城県坂東市寺久 1353-1	(0297)20-9977
江戸崎地方衛生土木組合不燃物資源化施設	江戸崎地方衛生土木組合	茨城県稲敷市高田 424	029-892-2841
笠間・水戸環境組合リサイクルセンター	笠間・水戸環境組合	茨城県笠間市長兎路仁古田入会地 1-62	0296-77-2416
茨城美野里環境組合クリーンセンター	茨城美野里環境組合	茨城県小美玉市堅倉 1725-2	0299-48-1571

施設名	事業主体	住所	電話番号
常総環境センター生ごみ堆肥化施設守谷事業所	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 5054 (食品リサイクル堆肥化施設)	0297-34-0350
常総環境センター生ごみ堆肥化施設取手事業所	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県取手市長兵衛新田 359 (NPO 緑の会)	0297-85-3221
常総環境センター資源化施設	常総地方広域市町村圏事務組合	茨城県守谷市野木崎 4605	0297-48-2314
環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	茨城県かすみがうら市上佐谷 31-1	029-959-4649
広域波崎 RDF センター	鹿島地方事務組合	茨城県神栖市波崎 9602	0479-40-4332
広域鹿嶋 RDF センター	鹿島地方事務組合	茨城県鹿嶋市平井 2264	0299-90-7220

※水色は、住所又は電話番号が公表していません。

④ し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
水戸市見川クリーンセンター	水戸市	茨城県水戸市見川 4-680	029-241-1628
土浦市衛生センター	土浦市	茨城県土浦市佐野子 13	029-821-1724
常陸太田市クリーンセンター	常陸太田市	茨城県常陸太田市新宿町 1607-2	0294-72-3316
常陸太田市里美クリーンセンター	常陸太田市	茨城県常陸太田市小菅町 2106-1	0294-72-3316
北茨城市環境センター	北茨城市	茨城県北茨城市中郷町足洗 911-3	0293-42-0438
クリーンセンター南分所	つくば市	茨城県つくば市菅間 271-12	029-876-2615
クリーンセンター北部	つくば市	茨城県つくば市上沢 1	029-876-4321
ひたちなか市勝田衛生センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市三反田 5788	029-272-3327
ひたちなか市那珂湊衛生センター	ひたちなか市	茨城県ひたちなか市新堤 10805-4	029-262-3449
鹿嶋市立衛生センター汚泥再生処理施設	鹿嶋市	茨城県鹿嶋市大字平井 2264	0299-82-2911
潮来衛生センター	潮来市	茨城県潮来市大生 804-410	0299-67-5602
神栖市第一衛生プラント	神栖市	茨城県神栖市東和田 8	0299-96-0274
神栖市第二衛生プラント	神栖市	茨城県神栖市波崎 801	0479-44-4330
行方市麻生衛生センター	行方市	茨城県行方市板峰 77	0299-73-0204
行方市有機肥料供給センター	行方市	茨城県行方市玉造甲 6497-3	0299-36-2411
汚泥再生処理センターエコパーク鉾田	鉾田市	茨城県鉾田市白塚 681-25	0291-34-7008
大洋サニタリーセンター	鉾田市	茨城県鉾田市大蔵 171-1	0291-39-8805
城里町衛生センター	城里町	茨城県東茨城郡城里町大字小勝 2571	0296-88-2311
東海村衛生センター	東海村	茨城県那珂郡東海村豊岡 1-29	029-287-2600

施設名	事業主体	住所	電話番号
大子町衛生センター	大子町	茨城県久慈郡大子町南田気 356	0295-72-3076
大宮地方広域衛生センター	大宮地方環境整備組合	茨城県常陸大宮市小野 2090-1	0295-52-3535
クリーンセンターきぬ	常総衛生組合	茨城県つくばみらい市小絹 1450	0297-52-3038
龍の郷・クリーンセンター 148 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
龍の郷・クリーンセンター 102 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
龍の郷・クリーンセンター 55 kℓ/日施設	龍ヶ崎地方衛生組合	茨城県龍ヶ崎市板橋町字安台 542-1	0297-64-1144
さしま環境センターし尿処理施設	さしま環境管理事務組合	茨城県猿島郡境町長井戸 1734-1	0280-87-0609
クリーンセンター	筑北環境衛生組合	茨城県桜川市長方 1245	0296-75-2533
茨城地方広域環境事務組合し尿処理施設	茨城地方広域環境事務組合	茨城県東茨城郡茨城町大字馬渡 244	029-292-0090
大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンター	大洗、鉾田、水戸環境組合	茨城県大洗町成田町 4287	029-267-2898
石岡クリーンセンター	湖北環境衛生組合	茨城県石岡市東府中 25-1	0299-22-6092
筑西広域市町村圏事務組合環境センター	筑西広域市町村圏事務組合	城県筑西市下川島 658	0296-33-3755
城山公苑し尿処理施設	下妻地方広域事務組合	茨城県常総市馬場 364	0297-43-7221

f. 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号
環境省	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581-3351
同上	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	同上	03-3581-3351
同上	関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 6 階	048-600-0516

エ 災害時の廃棄物処理施設、収集運搬車両の稼働可否の確認

運営または処理を委託している廃棄物処理施設および収集運搬車両（所有車両、委託業者の車両、一部事務組合の車両、県内許可業者の車両）の被害状況を俯瞰できるチェックリストを作成します。

【ポイント】

災害時の廃棄物処理施設、収集運搬車両の稼働可否の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況と運転・運行の可否、復旧の見込みが一覧として把握できるものとします。 ・ チェックリストの作成において県から報告様式が示されている場合、所定の様式に従います。 ・ 仮置場候補地についても道路寸断、浸水、土砂流入や液状化等により使用できなくなる恐れがあるため、リストに加えます。
----------------------------	--

【被害状況チェックリスト】

a. 廃棄物処理施設

施設名称	被害状況	稼働	復旧時期	備考
筑西広域環境センターごみ処理施設		・可能 ・不能		焼却施設
筑西広域環境センターリサイクルプラザ		・可能 ・不能		破碎選別施設
筑西広域環境センターし尿処理施設		・可能 ・不能		し尿処理施設

b. 収集運搬車両

所有者(事業者)	被害状況	運行の見通し	備考
筑西市	車種・積載量別に所有台数・被害台数を整理	運行可能な車種別・積載量別の台数	
委託業者			
許可業者			

c. 仮置場候補地

候補地名	所在地	被害状況	使用	開設見込
下館運動場南側空地	筑西市上平塚 639		・可能 ・不能	
関城運動場	筑西市藤ヶ谷 1845-1		・可能 ・不能	
明野球場	筑西市新井新田 40		・可能 ・不能	
協和球場	筑西市細田 663-2		・可能 ・不能	

オ 災害時の支援協定

災害廃棄物が大量に発生した場合は、自治体単独ですべてを処理することは困難です。関係機関への支援要請を、初動対応期から滞りなく実施していくためには、平時において災害支援協定を締結するとともに、締結内容をリスト化し速やかに支援要請を行えるように準備しておく必要があります。

【ポイント】

災害時の支援協定のリスト作成と協定内容の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害支援協定は定期的に内容を点検し、協定の発動要件や発災後の連絡先、必要な段取り等を確認します。 ・ 相互支援協定のように行政事務を包括的に受援、支援するような場合は、一般廃棄物に関する支援事項について詳細な内容を確認します。
------------------------	--

【自治体・市町村等との災害時応援協定リスト】

番号	協定先	協定内容	住所	電話	運用担当班(課)	協定締結課
1	県内全市町村	災害時の相互応援に関する協定			対策・物資班	消防防災課
2	古河市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	茨城県西都市間における災害時相互応援に関する協定				
3	栃木県:8市町、茨城県:24市町村、千葉県:15市町、東京都:1市、山梨県:8市町、群馬県:8市町	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定				
4	岡山県:高梁市	災害時相互応援に関する協定	岡山県高梁市松原通2043	0866-21-0200		
5	北海道:1町、福島県:5市町村、茨城県:1市、栃木県:4市町、神奈川県:2市、静岡県:2市、三重県:1町	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定				
6	那珂市	災害時における相互応援に関する協定	茨城県那珂市福田1819-5	029-298-1111		
7	秋田県:井川町	相互応援に関する協定	秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4411		

【民間事業者等との災害時応援協定リスト】

番号	協定先	協定内容	住所	電話	運用担当班(課)	協定締結課
1	(社)筑西市シルバー人材センター	災害支援	茨城県筑西市二木成1622-3	0296-25-4181	総括班	消防防災課
2	(株)ユーケン	簡易トイレ	茨城県古河市二連1921-4	0280-76-7610	環境班	
3	筑西建設業倶楽部	応急復旧作業	茨城県筑西市二木成806-2	0296-22-2538	土木班	
4	茨城県造園建設業協会県西支部		茨城県筑西市倉持629	0296-52-2350		
5	総合開発協同組合		茨城県筑西市小栗2690	0296-57-9988		
6	(有)島村土建		茨城県筑西市久地楽179-1	0296-57-3544		
7	(有)森田組		茨城県筑西市蓬田351-3	0296-57-4401		
8	高橋商事(株)	廃棄物処理	茨城県筑西市横島135	0296-24-3131	環境班	
9	吉江総業(有)		茨城県筑西市倉持1126	0296-52-0165		
10	関東道路(株)		茨城県筑西市下川島635	0296-34-1211		

カ 仮置場候補地の選定

住民生活を速やかに再建するためには、住宅内のがれきや、破損した家財類を搬出する必要があります。このため、片付けごみを受け入れるための仮置場の速やかな開設が必要です。このため、平時から仮置場候補地を選定し、それらをリスト化しておくことが重要です。

【ポイント】

仮置場候補地の選定とリスト化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定に際しては表 4-5 に示す選定を避けるべき場所は選定しません。 ・ 表 4-5 に示す絞り込みの要件参考に順位づけ等をあらかじめ行うことが望ましいです。
----------------	--

【仮置場候補地リスト】

	名称	所在地	面積	所有者・管理者 連絡先	確認 時期
1	下館運動場南側空地	筑西市上平塚 639	19,386(m ²)	筑西市立下館総合体育館 0296-28-5040	
2	関城運動場	筑西市藤ヶ谷 1845-1	20,959(m ²)	筑西市立関城体育館 0296-37-6049	
3	明野球場	筑西市新井新田 40	13,954(m ²)	明野トレーニングセンター 0296-52-0567	
4	協和球場	筑西市細田 663-2	22,981(m ²)	筑西市立協和の杜体育館 0296-57-6600	

表 4-5 仮置場候補地選定の要件

選定を避けるべき場所	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる避難場所として指定されている施設及びその周辺 ・学校、病院、養護施設等、環境上の配慮が求められる施設及びその周辺 ・住宅密集地等、周辺住民、環境への支障が想定される地域 ・地域の重要な基幹産業への影響が大きい地域(農地、景勝地等) ・浸水想定区域等、を避ける。(市町村が策定したハザードマップを参照すること) ・二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境への影響を考慮して選定します
候補地の絞り込みの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・重機等による災害廃棄物の分別作業のできる広い面積を有します ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地 ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれません(民有地の借り上げの場合) ・自衛隊の救助活動拠点、避難所、応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズがありません ・効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保可能 ・大型車が走行できるよう舗装されてます ・長期間使用できます ・必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できます ・搬入車両による道路渋滞を誘発させません

キ 仮置場運営、廃棄処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材

あらかじめ仮置場運営、廃棄物処理施設の稼働、収集運搬に必要な資材を検討し、リスト化しておくことで、迅速な初動対応が可能です。なお、非常時に備えてすべての資材を準備しておくことはできないため、調達方法等を事前に調査しておく必要があります。

【ポイント】

仮置場運営、廃棄処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場運営については、下記資材リストに示されるものが想定されます。 ・ 廃棄物処理施設の稼働については、施設管理要領等に従って資材の調達と管理を行います(廃棄物処理業務や施設の運転管理を委託している場合は、該当しません)。 ・ 運搬車両については、車両の種類、運搬能力、所有者等を整理します。
---------------------------------	--

【仮置場運営、廃棄処理施設の稼働、収集運搬車両の運行に必要な資材リストの例】

a. 仮置場運営

分類	項目	数量	保管場所/調達先	備考
施設整備関連	遮水シート			
	敷鉄板			
	トラックスケール			
	フォーク付きのバックホウ(油圧シャベル・ユンボ)(粗選別用)			
	仮置場を囲む周辺フェンス/ゲート			
	立て看板(廃棄物の分別区分を示す)			
	コーン標識/コーンバー(区域を示す)			
	ロープ(区域を示す)			
	雨水貯留槽(水中ポンプ含む)			
	チェーン/南京錠(施錠用)			
	飛散防止ネット			
	防音シート			
	発電機/仮設電気工事(電気が無い場合)			
	仮設トイレ			
	作業員休憩所			
散水機				
タイヤ洗浄機(必要な場合)				
消耗品類	作業員用備品類(作業服、ヘルメット、防塵マスク、安全靴、安全ベスト、保護メガネ、誘導灯 等)			
	脱臭剤			
	防虫剤			
	温度計			
	掃除用具			
	ホース			
	消化器			
	休憩所用冷暖房器具(季節に応じて)			

b. 廃棄物処理施設

分類	項目	数量	保管場所／調達先	備考
施設整備関連				
消耗品類				

c. 収集運搬車両

車両		市直営	委託	許可
ごみ収集車	台数	2台	31台	154台
	容量	2トン	72トン	421トン
し尿収集車 (バキューム車)	台数	0台	0台	33台
	容量	0 kℓ	0 kℓ	98 kℓ

ク 初動対応業務の要員数と手順

計画した初動対応を確実に実行するためには、事前に必要な人員を整理しておく必要があります。また、支援に派遣された人員が戸惑うことなく業務を遂行できるように、実施手順を作成しておくことが望ましいです。熊本地震発災後の熊本市、菊池市、益城町、南阿蘇村の人的支援状況をみると、災害廃棄物量は平常時のおよそ6～30年分に相当する量となっており、ピーク時は通常時のおよそ2～10倍の人員体制で対応を行っていました。

【ポイント】

初動対応業務の要員数と手順の整理	<ul style="list-style-type: none"> 初動対応では、平時の数倍規模の人員が必要となるため、あらかじめ庁内での人員の調整方法を検討します。 初動対応手順では、対応時期、対応者、業務内容、実施上留意点等を整理します。
------------------	--

表 4-6 必要人員数の事例

項目		市町村（人口規模*1）	熊本市 （約73.3万）	菊池市 （約4.9万）	益城町 （約3.3万）	南阿蘇村 （約1.1万）
廃棄物 処理体 制*2	中間処理		直営	直営及び組合	組合	組合
	施設稼働停止の有無 （停止期間）		あり （約1か月）	あり （2日）	あり （約1.5か月）	あり （約4か月）
	収集運搬		直営・委託	委託	委託	組合
被害 *2	被害	住家被害棟数 （全壊・半壊合計）	116,210	3,496	10,584	2,737
		災害廃棄物推計量（千トン）	1,479	86	329	72
		災害廃棄物量相対値（年）	6.0	6.1	28.3	20.2
人 *2	内部 体制	発災前の職員数(人)【A】	281	10	3	4
		発災後の実施体制整備までの 期間（組織再編あり・なし）	1か月 （あり）	翌日 （なし）	1.5か月 （あり）	翌日 （なし）
		発災後の通常の職員数（人）	人数を分ける ことができない	8	2	2
		発災後の災害ごみの職員数 （人）		8	5	5
		発災後の全体の職員数（人）	309	16	7	7
		支援の種類(通常、災害、両方)	両方	災害	災害	災害
	支援	約1か月後支援者数(人)	274	0	20	3
		ピーク支援者数(人)	292	2	20	12
		約1か月後職員数+支援者数 （人）	583	16	27	10
		ピーク職員数+支援者数(人) 【B】	601	18	27	19
物 *2	収集 車	ピーク時人数の増加率【B/A】	2.1倍	1.8倍	9.0倍	4.8倍
		市町 通常のごみ 平均(台/日)	151	60	12	— (組合)
		市町 災害ごみ 平均 (台/日)	68	—	—	
		市町 計 平均 (台/日)	219	60	12	
		支援 通常のごみ 平均(台/日)	34	—	—	
		支援 災害ごみ 平均 (台/日)		—	4.4	
合計 平均 (台/日)	253	60		16.4		

出典)

*1：「一般廃棄物実態調査（平成28年度）」（環境省、平成30年4月）

*2：平成29年度一般廃棄物の災害時事業継続性に関する検討業務報告書（構建設技術研究所、平成30年3月）

出典：災害廃棄物処理計画検討会（弘前市 第2回検討会） 資料4 弘前市災害廃棄物処理計画基礎資料案（平成31年1月、環境省東北地方環境事務所）

ケ 初動対応で求められる業務のタイムライン

計画した初動対応を円滑に実行するためには、あらかじめ計画全体のタイムラインを設定しておくことが望ましいです。実際の災害対応では、被害の状況により想定したタイムラインどおりに行動がとれないことがあるが、行動の目安として可能な限り迅速に実施していくことが目標となります。

【ポイント】

初動対応で求められる業務のタイムライン作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務優先順位に応じて対応のながれを時系列に整理します。 ・ タイムラインは目安であり、実際は被害状況に応じて柔軟に運用するが、行動目標として実現可能方法を平時から対応チームで検討します。
-----------------------	--

表 4-6 初動対応で求められる業務タイムラインの設定イメージ

分類	初動対応	1週間	2週間	3週間	4週間
0 安全の確保*	(1)避難行動				
	(2)二次被害の防止				
	(3)救援活動				
1 組織体制の構築	①通信・連絡手段の確保				
	②職員の安否状況、参集状況の確認				
	③災害時対応組織の発動				
2 情報収集と整理	①被害状況の収集				
	②施設の状況確認				
	③委託先も含めた収集運搬車両の状況確認				
	④避難所、避難者数の把握				
	⑤情報の整理				
3 対応方針の検討	①廃棄物処理施設の運転可否の検討				
	②収集運搬車両の運行可否の検討				
	③災害廃棄物発生量の推計				
	④仮置場開設方針の検討				
4 収集運搬手段の確保	①生活ごみ、避難所ごみ収集運搬体制の構築				
	②仮設トイレ設置要請、汲取り事業者の確保				
	③片付けごみの収集運搬体制の構築				
5 仮置場の開設と運営	①仮置場候補地の所有者・管理者の承認				
	②管理人員の手配、資機材の確保				
	③住民、ボランティアに向けた広報の実施				
	④仮置場の運営管理				
6 廃棄物処理の推進	①廃棄物処理の継続、施設の復旧				
	②県、協定先への支援要請				

*「0.安全の確保」については、初動対応の前提となる安全確保行動を示し、具体的な初動対応業務とは異なる
災害規模に応じ対応期間は変化、例えば、被害規模が小さい場合は、発災直後から対応方針の検討がスタート

コ 教育・訓練

計画した初動対応を確実にかつ円滑に実行するためには、初動対応の計画内容を対応班の職員に周知するだけでなく、実地で実行可能なレベルにまで浸透を図る必要があります。教育・訓練は廃棄物処理の部局単体で実施するだけでなく、自治体の防災訓練の一環に組み込んでいくことが望ましいです。

【ポイント】

初動対応業務の要員数と手順の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練にあわせて災害廃棄物処理実務に係る確認事項を実施します。 ・ 災害廃棄物処理については、主に知識等を吸収するセミナー形式の研修、災害対応の課題への対応を考えるグループワーク、初動対応を模擬体験する演習等、目的に応じて研修を企画します。 ・ 単独での開催が難しい場合は、県が実施する研修会を活用することを考えます。
------------------	--

表 4-7 想定される教育訓練の例

教育・訓練等の名称	頻度	教育・訓練の内容
安否確認(防災訓練)	年 1 回	庁内で定められた安否確認システムを運用し、安否確認を行います。安否確認の取れない職員がいた場合は、最新の連絡先へ更新します。
参集確認(防災訓練)	年 1 回	参集方法の再確認を行うとともに、参集時間等を把握します。
情報伝達(防災訓練)	年 1 回	災害対策本部とのやりとり、部署内での連絡方法を再確認します。
実地確認(防災訓練)	年 1 回	施設の運転方法、安全施設の再確認を行います。
セミナー開催	適宜	外部講師等による講義で災害廃棄物処理に関する知見を得ます。
グループワーク	適宜	災害廃棄物処理に関する課題を参加者全員で考え、対応方法を共有します。
図上演習	適宜	仮想の災害を設定し、地域防災計画で定められた計画を模擬的に運用し、災害対応を疑似体験します。